

出資等に係る不要財産の県への納付について

1. 概要

高知県公立大学法人から、別表の出資財産について建物の老朽化に伴う大規模補修や耐震化の必要性及び周辺住環境の変化等を総合的に勘案し、寄宿舍及び教員宿舍等としての利用を廃止したため不要財産として、県へ返納したいとの申し出がありました。

地方独立行政法人法第42条の2の5項において、不要財産は遅滞なく県の認可を受けて県に納付すること、また、認可の際には、評価委員会の意見を聴いて議会へ諮ることとなっております。

つきましては、このことについて、別紙の回答様式により、ご回答くださいますようお願いいたします。

(出資等に係る不要財産の納付等)

第四十二条の二 地方独立行政法人は、出資等に係る不要財産については、遅滞なく、設立団体の長の認可を受けて、これを当該出資等に係る不要財産に係る地方公共団体（次項から第四項までにおいて「出資等団体」という。）に納付するものとする。

5 設立団体の長は、第一項又は第二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(地方独立行政法人法 逐条解説 P168)

第四十二条の二の第五項について、評価委員会の意見を聴くこととしているのは、不要財産の納付に伴う地方独立行政法人の業務運営・財産運営の健全性への影響の有無に関する設置団体の長の判断の客観性を担保するためである。

2. スケジュール

令和4年8月 【法人対応】対象物の不動産鑑定

令和4年10月 【法人対応】高知県公立大学法人理事会での審議及び議決

令和4年10月 評価委員会の意見聴取（書面会議）

令和4年12月 12月県議会の議決

令和5年1月 設立団体の長（知事）認可

令和5年2月末 国（総務大臣、文部科学大臣）の認可

令和5年3月 所有権移転にかかる手続き

令和5年4月 高知県へ所有権移転